

令和7年度申請者の方へ

東近江市奨学金貸付申請について

1 奨学金の目的

学習意欲のある方で、経済的理由により就学することが困難な方に対して奨学資金を貸付け、ふるさとを愛し、地域や国際社会に貢献できるような人材を育成することを目的としています。

2 貸付資格

次の(1)から(4)のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 市内に居住する方（ただし、就学のため市外に居住する方の場合は、保護者等が市内に居住する方）
- (2) 学校教育法に規定する高等学校（特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校及び大学に在学又は、在学しようとする方
- (3) 修学に意欲を有する方
- (4) 学業が優秀で学校長（在学する学校の長又は、直前に在学していた学校の長）の推薦を経た方

3 貸付額等

(1) 奨学金の種類と金額は次のとおりです。

- ア 高等学校及び高等専門学校奨学金 月額1万円
- イ 大学奨学金 月額2万円

※年度途中の申請について貸付け決定したときは、申請を受け付けた日以後の月分を貸付けします。)

(2) 奨学金の貸付けは無利子とします。ただし、正当な理由がなく償還すべき日までに償還しなかった場合は、延滞利子を付すものとします。

4 貸付期間

学校教育法に定めるそれぞれの学校の修業年限とします。

5 貸付けの時期と方法

- (1) 貸付時期：貸付け決定後、その年度分を一括して貸付けます。
- (2) 貸付方法：指定された金融機関の口座に直接振り込みます。

6 借用の申請

- (1) 申請に必要な書類
 - ア 奨学金借用申請書（様式第1号）

- イ 奨学金世帯調書（様式第2号）
 - ウ 申請者・保護者等の住民票記載事項証明書（市町村が発行する様式による。）
 - エ 申請者の属する世帯全員の課税（所得）証明書（市町村が発行する様式による。）
 - オ 在学又は直前に在学していた学校長の推薦調書（様式第3号）
 - (ア) 1年生 直前に在学していた学校長の推薦調書
 - (イ) 2年生以上 在学している学校長の推薦調書
- (2) 申請期間と提出先
申請期間：令和8年1月30日（金）まで随時受付
(申請人数が予算の上限に達した場合は、受け付けを終了します。)
提出先：東近江市教育委員会 学校教育課

7 貸付けの決定

申請内容を、審査委員会で審査し、結果を申請者にお知らせします（5月下旬頃）。
貸付けが決定された場合は、定められた期限までに誓約書（様式第5号）を教育委員会に提出していただきます。

8 貸付けの停止、打切り

- (1) 貸付けの停止
休学したときや、停学の処分を受けたときは、届出をしなければなりません。このときは奨学金の貸付けを一時停止します。
- (2) 貸付けの打切り
次のいずれかに該当するときは貸付けを打切ります。この場合には、打切りを受けた月以降の分としてすでに貸付けてある奨学金は返還していただきます。
 - ア 退学したとき
 - イ 奨学金の貸付けを辞退したとき
 - ウ 死亡したとき
 - エ 奨学金の貸付けを受ける資格がなくなったと認められるとき

9 貸付けの手続き

奨学金の貸付けの決定を受けた方が、奨学金の貸付を受けようとするときは、年度ごとに奨学金借用書（様式第7号）と、在学証明書の提出が必要になります（※保証人については、本人及び保護者等と別生計の人を立てる必要があります。）。

10 償還

貸付けを受けた奨学金は、貸付期間終了後10年以内に全額償還していただきます。
償還方法は、月賦、半年賦、年賦均等償還のいずれかの方法によります。
最終の貸付けを受けた後、奨学金償還計画書（様式第8号）を最終の貸付年度内に教育委員会に提出していただきます。

11 償還の免除・猶予

貸付けを受けた方が次の事由により、償還が困難であると認められるときは、償還の免除又は猶予を受けることができます。償還の免除又は猶予を希望する場合は奨学金償還（免除・猶予）申請書（様式第9号）にその事実を証明する書類を添えて教育委員会に提出する必要があります。

- (1) 貸付けを受けた本人が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたことにより償還が困難と認められる場合
- (2) 貸付けを受けた本人の属する世帯が、生活保護法による保護を受けている世帯であるとき、又は世帯全員が市町村民税の所得割が非課税であるとき
- (3) 貸付けを受けた本人が学校に在学するとき
- (4) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき

12 届出

次のいずれかに該当するときは、必ず異動届（様式第12号）を教育委員会に提出しなくてはなりません。

- (1) 休学、復学、転学又は卒業をしたとき
- (2) 奨学金の借用を辞退するとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 本人、保護者等及び保証人の氏名又は住所に変更があったとき

連絡先

東近江市教育委員会事務局学校教育課

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

電話 0748-24-5671 I P 050-5801-5671

